

吸収分割に係る事前開示書面
(会社法 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2021 年 2 月 22 日

IDEC 株式会社

2021 年 2 月 22 日

吸収分割に係る事前開示事項

大阪市淀川区西宮原二丁目 6 番 64 号
IDEC 株式会社
代表取締役会長兼社長 船木 俊之

当社は、当社の完全子会社である IDEC セールスサポート株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で締結した 2021 年 2 月 4 日付吸収分割契約書に基づき、当社を吸収分割株式会社、承継会社を吸収分割承継株式会社とし、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社が国内営業部門に係る事業（但し、顧客サポートセンターに係る事業を除きます。）に関して有する権利義務を承継会社へ承継させる旨の吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

承継会社は当社の完全子会社であるため、本件吸収分割に際し、承継会社は当社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。

3. 承継会社についての事項

（1）承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙 2 のとおりです。

（2）承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 当社について、最終事業年度（2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日）の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の見込みについて

本件吸収分割後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収分割後における当社の収益及びキャッシュフローについて、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておられません。したがって、本件吸収分割の効力発生日以後も当社が負担する債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

本件吸収分割後における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収分割後における承継会社の収益及びキャッシュフローについて、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておられません。したがって、本件吸収分割の効力発生日以後も承継会社が当社から承継する債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

吸収分割契約書

IDEC 株式会社（以下「甲」という。）及び IDEC セールスサポート株式会社（以下「乙」という。）は、甲の国内営業部門に係る事業（但し、顧客サポートセンターに係る事業を除く。以下「対象事業」という。）に関して甲が有する権利義務を会社法上の吸収分割により乙に承継させることにつき、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、第 5 条（効力発生日）に定める効力発生日をもって、会社法上の吸収分割の方法により、甲が対象事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本分割」という。）。なお、本分割は、甲については会社法第 784 条第 2 項の簡易分割の規定により、乙については会社法第 796 条第 1 項の略式分割の規定により、甲及び乙において株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第 2 条（商号及び住所）

本分割の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：IDEC 株式会社

住所：大阪市淀川区西宮原二丁目 6 番 64 号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：IDEC セールスサポート株式会社

住所：大阪市淀川区西宮原二丁目 6 番 64 号

第 3 条（承継する権利義務）

1. 本分割に基づき乙が甲から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」に記載する資産、負債、雇用契約その他の権利義務とする。
2. 乙が甲から承継することとなる債務の承継は、全て免責的債務引受とする。

第 4 条（分割に際して交付する金銭等）

乙は、本分割に際して、甲に対する金銭等の交付は行わない。

第5条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。但し、本分割の手續の進行上の必要性その他の事由に応じ、両当事者協議の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（会社財産の管理等）

本契約締結の日から効力発生日までの間、甲は善良なる管理者の注意をもって対象事業にかかる業務の執行及び財産の管理、運営をするものとし、これらに重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ両当事者が協議の上、これを行う。

第7条（本契約の変更又は解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合、両当事者は、双方協議の上、本契約を変更又は合意解除することができる。

第8条（競業避止義務の免除）

甲は、乙が承継する対象事業について競業避止義務を負わないものとする。

第9条（費用負担）

1. 乙が本分割により甲から承継する権利義務に係る公租公課及び保険料等は、効力発生日の前日までは甲が、効力発生日以後は乙が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。
2. 本条第1項に定めるもののほか、甲及び乙は、本分割に係る費用に関して、各自が負担するものとする。

第10条（規定外事項）

本契約に定める事項の他、本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、両当事者が協議の上定める。

（以下余白）

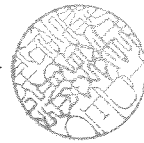
本契約締結の証として、本書を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がこれを保有し、乙がその写しを保有する。

2021年2月4日

甲：大阪市淀川区西宮原二丁目6番64号

IDEC 株式会社

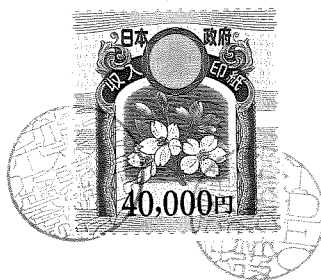
代表取締役 船木 俊之



乙：大阪市淀川区西宮原二丁目6番64号

IDEC セールスサポート株式会社

代表取締役 河中 泰治



別紙

承継権利義務明細表

本分割において、乙が甲から承継する対象事業に関する資産、負債、雇用契約その他の権利義務の内容は、以下のとおりである。

1. 資産

効力発生日の直前において、甲が承継対象従業員（下記3.において定義する。以下同じ。）に関して負担する未払費用に相当する金額（但し、税効果考慮後のもの。）の現金。

2. 負債

効力発生日の直前において、甲が承継対象従業員に関して負担する未払費用。

3. 雇用契約

効力発生日の直前において、国内営業本部に所属する従業員（但し、①営業企画推進室 西日本テック&サポート 西日本顧客サポートセンター及び営業企画推進室 東日本テック&サポート 東日本顧客サポートセンターに所属する従業員、②甲より本分割の効力発生日付での乙への出向を命じられている従業員、並びに、③甲より本分割の効力発生日付での国内営業本部以外の部署への異動を命じられている従業員を除く。）及び人事総務部付に所属する従業員のうち同部への異動の直前に国内営業本部に所属していた従業員（本契約において「承継対象従業員」という。）との雇用契約上の地位及びこれに関連する一切の権利義務。

4. 雇用契約を除く契約

効力発生日の直前において、甲が対象事業に関して締結しているリース契約（自動車に関するものに限る。）における契約上の地位及びこれに関連する一切の権利義務。

以上



【別紙 2】

(単位：百万円)

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	100	資本金	100
資産合計	100	負債・純資産の部	100